

平成 26 年第 4 回阿武町議会定例会 会議録

第 2 号

平成 26 年 12 月 18 日(木曜日)

開 会 9 時 00 分 ～ 閉 会 11 時 30 分

議事日程

開会 平成26年12月18日（木） 9 時00分

開会の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて（平成26
年度阿武町一般会計補正予算（第 4 回））

日程第 3 議案第 2 号 阿武町協働のまちづくり条例

日程第 4 議案第 3 号 阿武町定住促進条例

日程第 5 議案第 4 号 町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例

日程第 6 議案第 5 号 阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を
改正する条例

日程第 7 議案第 6 号 阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例

日程第 8 議案第 7 号 阿武町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の

運営に関する基準を定める条例

- 日程第 9 議案第 8 号 阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 10 議案第 9 号 阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 11 議案第 10 号 阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 11 号 阿武町農業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 12 号 阿武町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 13 号 平成 26 年度阿武町一般会計補正予算(第 5 回)
- 日程第 15 議案第 14 号 平成 26 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 2 回)
- 日程第 16 議案第 15 号 平成 26 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 3 回)
- 日程第 17 議案第 16 号 平成 26 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 回)
- 日程第 18 議案第 17 号 平成 26 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 回)
- 日程第 19 議案第 18 号 平成 26 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)

日程第 20 議案第 19 号 平成 26 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予
算(第 2 回)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

1 番	小	田	達	雄
2 番	小	田	高	正
3 番	白	松	博	之
4 番	中	野	祥	太 郎
5 番	西	村	良	子
6 番	末	若	憲	二
7 番	長	嶺	吉	家
8 番	田	中	敏	雄

欠席議員 なし

説明のため出席したもの

町長	中	村	秀	明
教育長	小	田	武	之
総務課長	花	田	憲	彦
民生課長	中	野	貴	夫
住民課長	中	野	克	美
経済課長	工	藤	茂	篤
施設課長	内	村	成	延
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	齋	藤		徹
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

事務局職員出席者

議会事務局長	梅	田		晃
議会書記	野	原		淳

開会 9 時 00 分

開会の宣告

○議長(田中敏雄) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。ご着席ください。

議員の皆様には、平成 26 年第 4 回阿武町議会定例会最終日のご出席ご苦勞様です。

ただ今の出席議員は、8 人全員です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

続いて議事に入ります。

本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、委員長報告、討論、採決です。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、2 番、小田高正君、3 番、白松博之君、を指名します。

日程第 2 議案第 1 号から日程第 13 議案第 12 号まで

○議長 日程第 2、議案第 1 号から日程第 13、議案第 12 号までの 12 件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案 12 件について委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長(長嶺吉家) おはようございます。

それでは、先日 12 月 11 日に行われました、行財政改革等特別委員会に付託されました議案 19 件のうち、議案第 1 号から議案第 12 号まで 12 件について、行財政改革等特別委員会の審議の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成 26 年度阿武町一般会計補正予算（第 4 回））について、審議に入りました。質疑もなく原案のとおり承認することに決しました。

続いて議案第 2 号、阿武町協働のまちづくり条例の審議に入りました。第 14 条の町民活動の役割で、町民活動団体とはどのような団体をいうのか、との質疑があり、第 2 条 7 号の定めにあるように、町民活動を行う団体であり、宗教的、政治的な目的を持つ特定の団体を除く、一般的な団体は全て含んでいるとの答弁がありました。

また、第 22 条の情報の提供で、現在まちづくり基本構想、基本計画を策定、審議されているが、素案を住民にも情報提供できないか質疑があり、素案段階で要望があれば現時点での断り付きで、皆さんの目に触れる形で、本庁、各支所での情報提供はしたいとの答弁がありました。他に質疑がなく原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 3 号、阿武町定住促進条例の審議に入りました。この条例に定める事業で、奨励金等は最大でいくら金額になるのか質疑があり、住宅取得で最大 100 万円、加算を含めたものが、町内業者で行った場合 50 万円、さらに分譲宅地であれば 30 万円の加算、さらに町外から転入して住宅を取得する場合は、I ターンで入ってきた家族で子どもが 3 人いれば、20 万円を加算し、50 万円が最大になるとの答弁がありました。

次に、町外者に対する表現方法に工夫が要るのではないかと質疑があり、条例は一般の人には分かりにくいと思われるので、チラシ等を作成する時に分かりやすい形にしたいとの答弁がありました。

また、外部への周知についてどう考えているか質疑があり、この条例は来年 4 月からの施行となっている。ただし、3 条の 6 については分譲開始の今年 7 月 1 日に遡及して適用する。なるべく早く広報等に掲載し、分譲宅地の販売についても、宣伝チラシの中でこの制度ができたことのピーアールも行っていく。宅建業者、銀行など関連する業者等に、分かりやすい簡略なチラシを作成し、持って行きたいとの答弁がありました。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 4 号、町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第 5 号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 6 号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、関連がありますので一括して審議に入りました。特に質疑もなく議案第 4 号、町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第 5 号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 6 号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 7 号、阿武町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案第 8 号、阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第 9 号、阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、関連がありますので一括して審議に入りました。

特定地域型保育事業等について質問があり、議案第 7 号から議案第 9 号に関する子ども子育て支援新制度施行に伴う基準について説明がありました。

議案第 7 号、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営については、これまで保育園は厚生労働省、幼稚園は文部科学省が管轄していたが、安倍内閣では、子育て支援、待機児童の解消に力を入れることになり、今後はこれら

を内閣府が一括して、保育園、幼稚園ともに補助金を出す措置から、子どもの家庭環境に応じて介護保険と同様に、認定制度になった。これに伴い、県が認可をするが、町が確認するための運営基準を条例で定めるものである。阿武町では、内閣府令において定めた基準を基に、運営に関する基準を満たす必要があることから、国の定めた基準で条例化した。

議案第 8 号、家庭的保育事業等の設備及び運営について阿武町は、いまのところ該当がないが、将来あるかも知れないので今回定めることにした。

議案第 9 号、放課後児童健全育成事業の設備及び運営については、これまで放課後児童クラブの運営は、ガイドラインで示されていたが、法改正により国の基準で条例化したとの説明がありました。

他に質疑がなく、議案第 7 号、阿武町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案第 8 号、阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第 9 号、阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 10 号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例の審議に入りました。特に質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 11 号、阿武町農業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第 12 号、阿武町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、関連がありますので一括して審議に入りました。1 号住宅と 2 号住宅の区分について質問があり、1 号住宅は、一般の家庭で生活雑排水及び水洗トイレに加入している住宅で、2 号住宅は、生活雑排水のみの住宅で分けしているとの説明がありました。

他に質疑がなく、議案第 11 号、阿武町農業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第 12 号、阿武町漁業集落排水処理施設の設置及び

管理に関する条例の一部を改正する条例は、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第 1 号から議案第 12 号までの審議の内容と結果を報告いたします。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、議案第 1 号から議案第 12 号まで一括して行います。質疑はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認め、これより討論を行います。

討論は、議案 12 件について一括して行います。討論はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。採決は、1 議案ごとに行います。

まず、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて(平成 26 年度阿武町一般会計補正予算(第 4 回))についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案承認です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって議案第 1 号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第 2 号、阿武町協働のまちづくり条例について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって議案第 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 3 号、阿武町定住促進条例について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 4 号、町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって、議案第 6 号は、委員長報告の

とおりの可決されました。

次に、議案第 7 号、阿武町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって、議案第 7 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号、阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号、阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって、議案第 9 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号、阿武町農業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号、阿武町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 13 号から日程第 20 議案第 19 号まで

○議長 日程第 14、議案第 13 号から日程第 20、議案第 19 号までの 7 件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案 7 件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長 それでは、引き続きまして議案第 13 号から議案第 19 号まで一般会計補正予算及び特別会計補正予算の審議の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第 13 号、平成 26 年度阿武町一般会計補正予算(第 5 回)の審議に入りました。2 款総務費のお試し住宅について、問い合わせがあるかとの質疑があり、問合せは数件あった。使いたいという要望があり、現在は建物のみで、

実際に入ってみたいとなり、短期の場合のお試しとなると、最低限の什器類、冷蔵庫、洗濯機などの日常の家電を揃える必要があるとの答弁がありました。また、借りる期間は最大どのくらいまでかとの質疑があり、基本的には 1 年以内となっているが、最大 2 年までの決めになっているとの答弁がありました。

6 款農林水産業費の農地集積集約化対策事業交付金は、中間管理機構の制度によるものかとの質疑があり、農事組合法人河内の設立に伴う地域集積が河内に 16.8 ヘクタールで、604 万 8 千円で、出し手の農家には面積に応じて 1,240 万円をそれぞれ法人と個人に交付するとの答弁がありました。

次に、果樹経営支援対策整備事業は、これから実施する事業かとの質疑があり、来年春に梨園の霜対策でスプリンクラーを設置したいと個人で国庫補助の申請をされ、これから着工されるとの答弁がありました。

7 款商工費の海岸清掃用のビーチクリーナーは、いつ購入したかとの質疑があり、平成 14 年に購入したもので、クローラがゴム製で経年劣化によりひびが入ったため交換するとの答弁がありました。また、日常管理、メンテナンスについて質疑があり、海岸で使用するので使用後は水洗いし、シャッターのある車庫で保管しており、オイル交換等のメンテナンスも定期的に行っているとの答弁がありました。

8 款土木費の橋梁点検で 2 箇所橋について、どの橋なのか、また他の橋は定期的に行っていくのかとの質疑があり、今年度から橋梁については、全て 5 年間で点検をすることになった。今年は、緊急性のある鹿島大橋と千歳橋の 2 橋を行って、次年度からは計画的に数本まとめて点検し、5 年間で 115 橋の点検を終えたいと考えているとの答弁がありました。

10 款教育費の阿武町昔話改訂事業の昔話は、出来上がっているのか、そして今後どのようにピーアールしていくのかとの質疑があり、現在校正の最中で、出来上がりは 3 月上旬の予定である。町内各世帯、町内事業所等に無料配布し、

購入希望者には実費で購入してもらおうが、価格については未定であるとの答弁がありました。

他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 14 号、平成 26 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 2 回）の審議に入りました。特に質疑もなく原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 15 号、平成 26 年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第 3 回）について審議に入りました。福賀診療所看護師募集の応募状況について質問があり、二次募集に 3 名の応募があり、既に 1 名の方を内定しているとの答弁がありました。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 16 号、平成 26 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）については、質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 17 号、平成 26 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 回）について審議に入りました。上下水道料金システム及び水道検針用ハンディターミナル 4 台とは、どういうものなのか質問があり、上下水道料金システムについては、上下水道料金の調定から収納までを事務処理できるソフトを導入する。ハンディターミナルは、検針員がハンディターミナルにデータを打ち込み、そのデータを蓄積したものを役場で全て水道料金の計算をすることを考えている。4 台については、奈古地区に 2 台、福賀、宇田郷地区で各 1 台。小さい水道については、今までどおり検針員の手書きのものを役場で計算することになっているとの答弁がありました。

また、惣郷導水管管内洗浄工事の内容について質疑があり、惣郷簡水については、昨年 7 月 28 日の災害で県道とともに被害に遭い、いま道路の工事をしているのでダムまで行くことができない。災害復旧工事が終わった段階で、一番

上の取水口から水を流して、管の中にさびや泥がどの程度あるのか分からないので、いったん水を通してみる。ダムから浄水場までの導水管は 700 メートルあるが、水を流して管内のさびや泥を流して途中で部分的に管を切断して、水を通しながら管の中の様子を見ながら水を通す。災害時の土砂や石を特定して高圧洗浄するとの答弁がありました。他に質疑がなく原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 18 号、平成 26 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 回）、議案第 19 号、平成 26 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 回）は、関連がありますので一括して審議に入りました。質疑もなく、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 13 号から議案第 19 号までの審議の内容と結果の報告をいたします。

以上で、本特別委員会に付託されました案件全ての審議結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長報告を終わります。続いて、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、議案第 13 号から議案第 19 号まで一括して行います。質疑はありますか。

（「なし」という声あり。）

○議長 質疑なしと認め、これより討論を行います。討論は、議案 7 件について一括して行います。討論はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。採決は、1 議案ごとに行います。

まず議案第 13 号、平成 26 年度阿武町一般会計補正予算（第 5 回）について、

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって議案第 13 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号、平成 26 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 2 回）について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって議案第 14 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号、平成 26 年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第 3 回）について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって議案第 15 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号、平成 26 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって議案第 16 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号、平成 26 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 回）について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって議案第 17 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号、平成 26 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって議案第 18 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号、平成 26 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員、ご異議なしと認めます。よって議案第 19 号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、全員協議会のため暫時休憩します。10 分後に資料を持って、委員会室の方へご移動願います。

休 憩 9 時 31 分

(この間、全員協議会)

再 開 11 時 17 分

○議長 全員協議会のための休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、閉会に先立ちまして、ただ今より町長が挨拶を行います。町長。

○町長 平成26年第 4 回阿武町議会定例会閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

去る12月11日から始まりました、12月議会定例会も今日 8 日目で全て終了したわけでございます。議員の皆様方には、大変お疲れ様でございました。そしてまた、ご提案申し上げました19の議案につきまして、慎重審議の結果、ご議決を賜りましたこと、心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

この会期中に、ご案内のとおり、14日、日曜日には衆議院選挙が行われました。結果につきましては、ご案内のとおりでございますが、引き続いて安倍政権によります安定的な政治の運営をしていただきたいと、大きな期待をしているわけでありまして。そうした中で、この安倍内閣の大きな課題につきましては、1つが地方創生でございます。これは人口の減少を含んだ問題でありまして、今日の新聞を見ても、この地方創生に対しての国の支援等のおおまかな方針等が掲載をされていたわけでございますが、詳しいことは27日の閣議によりまして、決定がされるということでございます。そしてそれを受けまして、来年の補正予算の中で、このことが反映されるということが決まっているわけでございますが、全体で2,000億円を超える交付金が検討されているようでございます。その中で人口定住対策その事業そのものに対する支援がひとつ、そしてもうひとつが、地方創生に対する支援がひとつということで、2本柱になるようでございますが、従いまして、阿武町としてこれから地方創生、こういった事業を行っていくか、このことによりまして交付金の金額も変わってくるんだろうというふうに思っているわけでございます。

阿武町におきましては、ただ今ご審議いただきました、新しい基本構想、基本計画、丁度策定の最中でございます。これが、この創生事業と時を同じにし

たわけでございますが、そうした中で、阿武町として何をすべきかということ
を考えた中で取り組んでいく必要があるんだろうというふうに思っております
が、ご案内のとおり、来年は阿武町が誕生して60周年を迎えるわけござい
ます。あと半月もすると新しい年を迎え、阿武町が、大きな節目であります60
周年を迎えます。従いまして、国もそうですけれども阿武町にとりましても、本
当に来年、また来年度は大変重要な年度になるということは間違いないわけ
であります。そのための準備を今年度、基本構想、基本計画を中心にしてきたわ
けでございますが、そういった中で、1年間、議員の皆様方には、本当に真摯
に、町政の発展にお取り組みをいただきましたこと、心から敬意を表する次第
でございます。

今回の条例では、来年度60周年に向けて、新たなまちづくりを創造していく、
そういった視点の中で、町と住民が一体となって、新たなまちづくりを進めて
いこうという条例も制定させていただいたわけでございます。また、それと同
時に、人口の減少の問題では、これまで国全体では人口が増えていた中で、過
疎地域では人口が減ってきていた、地域によって色々、一極集中等が進む中で
問題があったわけでございますが、国全体の人口が減ってくる、そういった時
代を迎えた中で、国策として、この人口定住対策を進めていこうということで、
これまでとは全く違う視点で、国の方も、この地方創生、人口減少対策に取り
組もうとしているところでございます。

そうした中で、阿武町ではずっと人口の減少が進んできているわけござい
ますが、日本創成会議の増田レポートのショッキングな内容ではありませんが、
30年先には、阿武町が消滅しては困りますので、そのためには今から手立てを
考えなくてはいけませんので、今回、思い切った定住対策の条例の改正も行っ
たところでございます。この改正につきましては、色々賛否両論、また色んな
ご意見等もあるかと思っておりますが、これまでの奨励金にプラスして新たに

家を建てられた方、また空き家バンク等の荷物等の整理をされた方についても支援をしていこうという趣旨のもとで、条例の改正をさせていただいたわけでございます。従いまして、国の方の動き、補正予算がどうなるか分かりませんが、それによっては、この人口定住対策も新たな事業の展開ということも考えていかななくてはいけないというふうに思っていますし、また、この人口定住対策の中で子育て支援という観点から、今回の条例の規定ではございませんが、要綱の改正になるわけでございますが、今回の条例に合わせまして、来年度 4 月 1 日から、今、国の制度で医療費の無料が、小学校就学前の 6 歳未満の子どもについては、所得制限等がありますが、一部医療費の無料化がされているわけでございますが、年明け、要綱を改正いたしまして、4 月 1 日、今回の条例と同じく医療費の無料化を、中学生以下、義務教育の子どもまでは、無料化をすることで進めていきたいというふうに思っております。従いまして、町を挙げて、この人口定住対策、今、取り組むべき課題、大きなひとつの課題であるわけでございますが、できる限りのことはやっつけよう、というような決心のもとに、そういったことも検討し、実施をしていきたいと考えているところでございますので、議員の皆様方には、より一層のご理解をいただきたいというふうに思っているわけでございます。

本来でありますと、この 1 年を振り返ってのことも触れなくていけないわけでございますが、この 1 年間、町内につきましても色んなこともありました、また日本全国色々あったわけでございますが、そのことは割愛をさせていただきまして、とにかく今、国の動き、そして新たな町の動き、どうすべきか、そのことを来年に向けて考えていかななくてはいけない。そのことで私自身も頭が一杯でございますので、振り返ることは割愛をさせていただきたいというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、1 年間、本当に議員の皆様方には大変お世話になりましたし、大変お疲れ様でございました。今年は大きな

災害がなく、あと半月弱で新たな年を迎えるわけでございます。今年が平穏な天候の中で大きな災害が起こらないことを祈っておりますと同時に、また議員の皆様方には、輝かしい新春をご家族で迎えられることを心から祈念申し上げます。私のお礼の挨拶とさせていただきます。

1 年間大変お疲れ様でした。また、お世話になりました。ありがとうございました。

○議長 以上で、町長の挨拶を終わります。

閉会にあたり、私の方からも一言挨拶を申し上げます。

今期定例会は、過ぐる 11 日に招集され、会期を 18 日までの 8 日間として、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成 26 年度阿武町一般会計補正予算（第 4 回））をはじめとする、阿武町が当面する重要案件について、本日まで審議を重ねてまいりましたが、議員各位の極めて精力的で慎重な審議の結果、付議された案件の全てを原案のとおり可決、決定していただきましたことは、ご同慶に絶えないところであります。

中村町長をはじめ執行部参与の皆さんが平素から真摯な姿勢で町政の執行にあたられ、町民主役のまちづくりに向け、鋭意取り組んでこられた成果であり、深甚な敬意と謝意を表する次第であります。

さて、今期議会の一般質問において、執行部におかれましては質問の中で開陳された建設的な提言などについて、謙虚に耳を傾けられ、その対応に遺憾のないよう取り計らい、誠意を持って、今後の町政執行に生かしていただきたいと思うところであります。

さて、この 14 日、投開票されました第 47 回衆議院議員総選挙は、安倍政権 2 年間の経済政策、アベノミクス継続の是非を最大の争点に、地方創生や安全保障政策を巡って論戦が行われ、その結果、自民党が単独で国会運営ができる絶対安定多数を獲得し、自公で 475 議席の 3 分の 2 を超える 326 議席の圧倒的勝利

を受けたことは、日本創成会議が警鐘を鳴らした、過疎高齢化が進む地方自治体、当町に取りましても、アベノミクスの効果が地方の隅々まで波及し、人口減少社会の不安の払拭に役立つものではないかと期待するところであります。当町の投票率は、県下では67.47パーセント、上関町の68.85パーセントに次ぐ2番目の高さで、政治に対する町民の関心の深さの表れであり、議会といたしましても、まちづくりの指針となる基本構想、基本計画に基づき、焦らず地に着いた施策を着々と進め、執行部と共に、小さくても個性が光る自立したまちづくりに挑戦し続けなければなりません。そのためにも、議会と執行部が両輪となってこれまで以上に連携、協力をしなければならないと思います。

全国的に自然災害が多かった今年も、余すところ13日となってまいりましたが、残された平成26年のゆく年を町民皆様が心豊かに過ごしていただき、新しい年を希望を持って健やかに迎えになられますよう、議員の皆様と共に心からお祈り申し上げまして挨拶いたします。

以上で、12月11日から本日までの8日間の全日程を終了しました。

これにて、平成26年第4回阿武町議会定例会を閉会いたします。

全員ご起立をお願いいたします。

一同礼、お疲れさまでした。

閉 会 11時30分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 田 中 敏 雄

阿武町議会議員 小 田 高 正

阿武町議会議員 白 松 博 之